

# 福岡県公報

平成二十年十一月十九日  
第二千八百九十九号  
増刊 ①

## 目次

規則(第六十一号)

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(総務事務センター) …………… 一

## 規則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年十一月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十一号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則(昭和四十二年福岡県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条の五に次の一号を加える。

五 負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)  
イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第二条の五の規定は、平成二十年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）